

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-264463

(P2008-264463A)

(43) 公開日 平成20年11月6日(2008.11.6)

(51) Int.Cl.

A61G 5/02 (2006.01)

F1

A61G 5/02 508

テーマコード(参考)

審査請求 未請求 請求項の数 1 書面 (全4頁)

(21) 出願番号 特願2007-137176 (P2007-137176)
 (22) 出願日 平成19年4月24日 (2007.4.24)

(71) 出願人 503285173
 成田 孝
 東京都練馬区下石神井1-7-18
 (72) 発明者 成田 孝
 東京都練馬区下石神井1-7-18

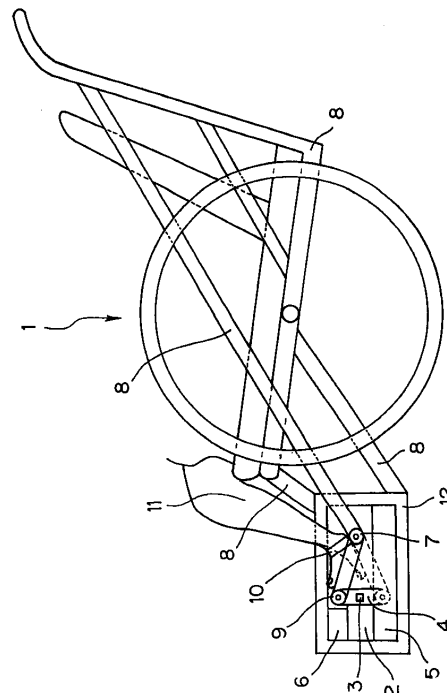
(54) 【発明の名称】 血流促進及び血栓予防機能付車椅子

(57) 【要約】

【課題】 本発明は車椅子の利用者の血流促進を計ると共に各種血栓の予防及び健康の増進が計れるように工夫した血流促進及び血栓予防機能付車椅子。

【解決手段】 車椅子本体と該車椅子本体に設けた足台と車椅子本体に設置台を設けて固定した電動モーターとバッテリーと充電器と該電動モーターの回転軸に変心カムを取り付け手段を介して取り付け、該変心カムの他端の一方を足台指側の先端に取り付け手段を介して取り付け、該足台踵側の後端を該車椅子本体のフレームに連結し、該車椅子の利用者の足を該足台に固定する手段を設けたことを特徴とした血流促進及び血栓予防機能付車椅子。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

車椅子本体と該車椅子本体に設けた足台と該車椅子本体に設置台を設けて固定した電動モーターとバッテリーと充電器と該電動モーターの回転軸に変心カムを取り付け手段を介して取り付け、該変心カムの他端の一方を足台指側の先端に取り付け手段を介して取り付け、該足台踵側の後端を該車椅子本体のフレームに連結し、該車椅子の利用者の足を該足台に固定する手段を設けたことを特徴とした血流促進及び血栓予防機能付車椅子。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、車椅子の利用者の血流促進を計ると共に各種血栓予防及び健康の増進が計れるように工夫した血流促進及び血栓予防機能付車椅子に関するものである。

【背景技術】

【0002】

従来、車椅子は、歩行が困難な方の移動のみを目的とした構造になっていた。

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

従来、車椅子は、車椅子に乗車しているときに、血流の促進と各種血栓の予防及び健康の増進が計れなかった。

【課題を解決するための手段】

【0004】

車椅子本体(1)に電動モーター(2)と該電動モーターの電源とするバッテリー(5)と該バッテリーの充電器(6)を該車椅子本体に設置する堅牢な台(12)を設けて固定し、該電動モーターの回転軸の両端に変心カム(4)を軸設し、該変心カムの他端の一方は足台指側の先端に取り付ける。

足台踵側(7)の後端は車椅子本体のフレームに足台先端(9)が変心カムの回転作用により上下運動する起点となるように連結する。

該車椅子の利用者の足は足台に設けられた固定帯(10)で固定し、該電動モーターを駆動すると足台踵はフレームに連結されているため、変心カムの回転作用により足台先端(9)のみが上下し、車椅子の利用者の足も連動する。

この一連の作用により利用者のふくらはぎ(11)は伸縮し、該ふくらはぎ内血管は圧縮と減圧をくり返すポンプ作用により血流の促進が計れ、この効能により血栓の予防も計れる。

【発明の効果】

【0005】

本発明の車椅子は血流促進及び血栓予防機能付車椅子で、人為的に脚に外圧等を加えるものでなく、下半身が不自由で歩行等が困難な方でも、健常者が日常歩行する際と同様な脚機能が持つ血管のポンプ作用により血流の促進が自然と計れ、この効能により血栓の予防も計れるものである。

また、本発明の車椅子は屋内外で血流の促進が計れるが、屋外での使用が天候や気温等の影響により不適なときでも、血流促進機能が電動のため、電源の入、切、により、屋内停車時でも必要に応じ適宜停車位置で使用でき、利用者の健康が配慮できると共に介護人の労力の軽減も計れ、大変便利で効果的である。

さらに充電器(6)の利用により、AC100Vの電気をバッテリー(5)へ充電して、利用できるのが大変便利である。

【本発明を実施するための最良の形態】

【0006】

以下、本発明の実施の形態について説明する。

本発明は車椅子本体(1)に電動モーター(2)と該電動モーターの電源とするバッテリー(5)と充電器(6)を本体に設置する堅牢な台(12)と変心カム(4)と足台と

10

20

30

40

50

車椅子の利用者の足を固定する固定帯（１０）より構成される、

電動モーターの回転軸（３）の両端に変心カム（４）を軸設する。

変心カムの他端の一方は足台指側の先端に連結する。

足台踵側の後端は足台の先端が変心カムの回転作用により上下運動する起点となる様車椅子本体のフレームに連結する。

車椅子の利用者の足は、足台に設置された固定帯（１０）で固定する。

この機構により電動モーター（２）を駆動すると変心カム（４）の回転作用で足台の先端のみが上下すると共に利用者の足も足台と連動することから利用者のふくらはぎ（１１）は伸縮し、該ふくらはぎ内血管は圧縮と減圧をくり返すポンプ作用により脚の血流が促進される。

10

この効能により各種血栓の予防も計れる。

車椅子本体と該車椅子に設けた足台と該足台踵側の後端を車椅子本体のフレームに足台指側の先端が変心カムの回転作用により上下運動をする起点となるよう連結し、該電動モーターの回転軸の両端に変心カムを取り付け、他端一方は該足台指側の先端に連結する。

車椅子の利用者の足は該足台に設けられた固定帯で固定して電動モーターを駆動すると変心カムの回転作用で足台先端は上下運動を起す。

そのため、車椅子の利用者の足も連動上下するため、ふくらはぎ内血管は圧縮と減圧をくり返すポンプ作用により血流の促進が計れる。

この作用は各種血栓の予防につながる効能がある。

20

【図面の簡単な説明】

【０００７】

【図１】 本発明の使用状態を示した説明図

【図２】 本発明車椅子の正面の方向から見た説明図

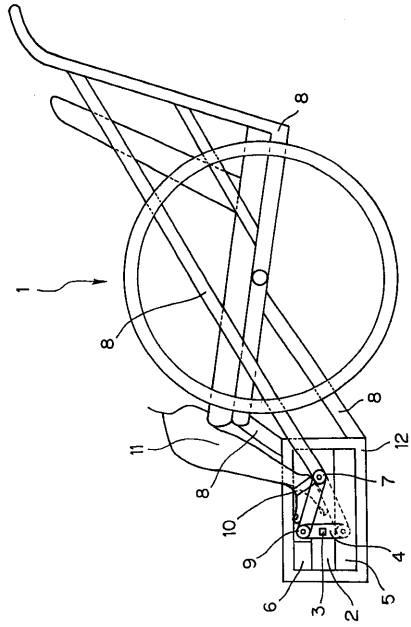
【符号の説明】

【０００８】

- １ 車椅子本体
- ２ 電動モーター
- ３ 電動モーターの回転軸
- ４ 変心カム
- ５ バッテリー
- ６ 充電器
- ７ 足台踵側
- ８ フレーム
- ９ 足台先端
- １０ 固定帯
- １１ ふくらはぎ
- １２ 電動モーターとバッテリーと充電器の設置台

30

【 図 1 】



【 図 2 】

